

談合情報対応マニュアル運用上の留意事項

1 情報の確認

(1) 通報者の確認

通報者が報道機関の場合は、可能な限り情報源の入手に努めること。

(特に通報内容が具体的でないものについては、発注者としては、今後の対応が困難な旨を説明する等、理解を得るように努めること。)

(2) 通報内容の文書化

談合情報の通報があった場合は、必ず聴取表を作成すること。

2 通報の時期による対応

(1) 入札の延期、契約締結の保留、工事の一時中止

調査会の指示による事情聴取等の調査で通報による談合の事実が確認できた場合の、入札の延期、契約締結の保留及び工事の一時中止については、3次調査会により、的確に判断し必要な措置を決定しますので担当課は指示を待つてください。

なお、3次調査会へ提出の処置案作成については担当課の方針を尊重します。特にすでに発注している工事の一時中止については、工事現場の状況等により、種々の問題が生じる恐れがあるため、担当課と慎重に協議し対処案を作成することとします。

3 事情聴取

(1) 事情聴取は、事前に聴取り事項を整理した事情聴取調書を作成し、全入札参加者を対象に個別に行うこと。

この場合、事情聴取の内容（聴取り事項等）について、入札参加者相互に情報を交換するような機会等を与えないための措置を講ずること。

[参考例]

- 事情聴取についての連絡を午前中に行い、午後から事情聴取を行う。
- 聴取に際して、時差で来所させ、順次聴取を行い終了したものは帰宅させる等の措置を講ずる。

(2) 工事費内訳書

すでに提出されている場合はそれを入札前の場合は、当該工事の入札に際し作成した、工事費内訳書の提出を求めること。

工事費内訳書の内容等の照合は、設計額及び入札参加者同士の大項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）ごとに照合を行い(照合表等を作成)談合情報との関連について調べること。

4 調査（事情聴取）結果の判断基準

(1) 談合の事実が確認できる明らかな証拠を得た場合

談合の事実が確認できる明らかな証拠を得た場合とは、事情聴取の結果すべての業者が談合の事実を肯定した場合や業者が作成した落札業者を決定した

割当、一覧表等を入手した場合等をいう。

- (2) 談合の事実が確認できる明らかな証拠はないが、極めて疑わしい場合

談合の事実が確認できる明らかな証拠はないが、極めて疑わしい場合とは、事情聴取の結果、複数以上の業者が、談合の事実を肯定しているような場合やほとんどの業者が、談合の事実は否定しているが、入札前に何らかの会合を行った事実を肯定しているような場合等をいう。

5 その他

- (1) 談合情報に対する対応は、速やかに行う必要があるが、社会的影響が考えられるものや損害賠償請求等の恐れがあるもの等については、特に慎重に対処すること。
- (2) 談合情報には様々な形態があり、マニュアルどおりにならない場合も予想されるが、調査会等と連絡を密にし、的確な措置を講ずること。

附 則

- 1 この留意事項は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この留意事項は、平成19年 4月1日から施行する。